



○長野県告示第108号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成14年 2月25日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 起業者の名称
塩 尻 市
- 2 事業の種類
平出遺跡史跡公園整備第3期4区事業
- 3 起 業 地
 - (1) 収用の部分
塩尻市大字宗賀字平出地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
塩尻市役所

企 画 課

○長野県告示第109号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年 2月25日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所
飯田市上郷黒田3840の294、3840の358から3840の360まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林保全課

○長野県告示第110号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年2月25日

長野県知事 田中康夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所
飯田市上郷黒田3840の294、3840の358から3840の360まで
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林保全課

○長野県告示第111号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成14年2月25日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

穂高都市計画緑地 1号烏川溪谷緑地

2 都市計画を定める土地の区域

平成2年長野県告示第740号の土地の区域のうち南安曇郡穂高町大字牧の一部を変更する。

3 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び南安曇郡穂高町役場

都市計画課

○長野県告示第112号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成14年2月25日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

上田都市計画道路 3・4・4号秋和踏入線

2 都市計画を定める土地の区域

平成8年長野県告示第203号の土地の区域のうち上田市常田一丁目の一部を変更する。
なお、上田市踏入一丁目及び国分一丁目は削除する。

3 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び上田市役所

都市計画課

○長野県告示第113号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成14年2月25日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画道路 3・4・22号小池平田線
3・4・46号出川双葉線
3・5・25号南松本駅石芝線

2 都市計画を定める土地の区域

3・4・22号小池平田線

平成12年長野県告示第100号の土地の区域のうち松本市出川2丁目、出川町、平田東1丁目及び平田東3丁目の各一部を変更する。

3・4・46号

松本市出川町、芳野及び双葉の各一部を追加する。

3・5・25号南松本駅石芝線は、追加路線に伴う交差構造の表記の変更であり土地の区域に変更はない。

3 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び松本市役所

都市計画課

○長野県告示第114号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成14年2月25日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

塩尻都市計画道路 3・4・20号広丘駅前通線

2 都市計画を定める土地の区域

平成13年長野県告示第89号の土地の区域のうち塩尻市大字広丘野村字六九の一部を変更する。

3 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び塩尻市役所

都市計画課

○長野県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年3月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年2月25日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 松川インター大鹿線
 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
上伊那郡中川村葛島2670番の48地先から 上伊那郡中川村葛島2670番の8地先まで	旧	7.6~22.0	0.3101
同 上	新	7.6~22.0	0.3101
		8.1~22.0	0.2711

道路維持課

○長野県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年3月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年 2月25日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 飯山斑尾新井線
 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
飯山市大字飯山字楯9241番の1地先から 飯山市大字飯山字楯ノ平9141番の2地先まで	旧	7.5~37.0	1.1652
同 上	新	13.5~54.0	1.0989

道路維持課

○長野県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年3月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年 2 月25日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 路 線 名 松川インター大鹿線
- 2 供用を開始する区間
上伊那郡中川村葛島2670番の48地先から
上伊那郡中川村葛島2670番の8地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成14年 2 月25日

道路維持課

○長野県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年3月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年 2 月25日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 路線名 飯山斑尾新井線
- 2 供用を開始する区間
飯山市大字飯山字楯9241番の1地先から
飯山市大字飯山字楯ノ平9141番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成14年2月25日

道路維持課

○長野県教育委員会告示第8号

長野県高等学校定時制課程整備基準（昭和31年長野県教育委員会告示第14号）の一部を次のように改正し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年2月25日

長野県教育委員会

1、の3中「3年次（4年制）までの合計数」を削り、「施設・設備の基準は、別表のとおりとする」を「施設及び設備は、高等学校設置基準に定められた施設及びこれに
応ずる設備を有すること」に改める。

1、の4を削る。

2、の2中「別記(1)」を「別記」に改める。

3、の1中「よる」を「基づき、校長が定める」に改め、同2から同4までを削り、
同5中「3、の2によつて構成された所定の」を「校長が定める」に改め、「教育課程
表にない教科目の履修あるいは」を削り、同5を同2とする。

別記(2)及び別記(3)を削り、別記(1)を別記とする。

様式を削る。

別表を削る。

高校教育課